

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、立川市第2次成年後見制度利用促進計画（仮称）（以下「成年後見制度利用促進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の策定検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度等に関し専門的知識を有する者（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士等）
- (2) 金融機関が推薦する者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 福祉に係る団体が推薦する者
- (5) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 立川市地域包括支援センターの運営の委託を受けた法人が推薦する者
- (7) 公募市民
- (8) 市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 第3条第2項第1号から第7号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。